

令和３年２月２日

海 田 町 議 会
議長 桑原 公治 様

庁舎建設及び広島市東部地区連続
立体交差事業調査特別委員会
委員長 前田 勝男

委員会調査中間報告書

本委員会の調査事項について、会議規則第４３条の２第２項の規定により、平成３０年９月定例会で報告した以後の調査結果を次のとおり中間報告します。

１ 調査事項

庁舎の建設及び広島市東部地区連続立体交差事業に伴う調査・研究

２ 調査の概要及び結果

(１) 平成３０年９月２８日（第１０回委員会）

ア 広島市東部地区連続立体交差事業の都市計画変更素案について

イ 新庁舎整備の今後の進め方等について

執行部から、広島市東部地区連続立体交差事業の都市計画の変更素案について及び広島市東部地区連続立体交差事業の円滑な推進に向けた、現庁舎移転を早期に進めるためのスケジュールについて説明を受けた。

(２) 平成３０年１０月２５日（第１１回委員会）

・ 新庁舎整備の今後の進め方等について

執行部から、新庁舎整備の全体スケジュールの前倒しについてと、そのスケジュール案の説明、必要財源の見通し及び新庁舎に係る住居表示の説明を受けた。また、１１月の臨時議会で債務負担行為の設定をし、広島県に財産譲受願を提出する方向である旨の説明があった。

(３) 平成３１年１月２５日（第１２回委員会）

ア 新庁舎の機能検討について

イ 住民説明会の開催について

執行部から、新庁舎における議会関連の検討事項及び浸水対策について説明を受けた。委員会として、議場の設えについてはガラス張りでな

く、現状と同じような形にすることで意見がまとまった。浸水対策については、委員から、職員の手間や設置に要する時間を考えているのかなどの意見が出され、実施方法を見直し、再度審議することとなった。

住民説明会の開催については、執行部から、2月に開催する旨の報告と概要説明があった。委員からは、説明会は複数回開催すべきであるとの意見が出された。

(4) 平成31年3月27日（第13回委員会）

- ・ 広島市東部地区連続立体交差事業の都市計画変更の時期について

執行部から、広島市東部地区連続立体交差事業の都市計画変更の時期について広島県から説明があった旨の報告及びその概要説明を受けた。

(5) 令和元年5月13日（第14回委員会）

- ア 地方債発行見込額の変更について
- イ 新庁舎における浸水対策について
- ウ 新庁舎における議場の内装等について

執行部から、新庁舎建設の財源として活用する地方債について制度内容に変更が生じた旨の報告があった。次に、委員会での意見を踏まえ見直した新庁舎の浸水対策について説明を受けた。最後に、新庁舎の議場の内装等について、方針とイメージ図の説明があった。

(6) 令和元年6月26日（第15回委員会）

- ・ 海田町新庁舎整備実施設計の検討状況について

執行部から、新庁舎整備の実施設計完了までの大まかなスケジュールと工事費の積算にあたり整備検討状況等の説明を受けた。

(7) 令和元年10月28日（第16回委員会）

- ア 広島市東部地区連続立体交差事業に係る事業認可について
- イ 新庁舎整備の今後の進め方について

執行部から、広島市東部地区連続立体交差事業について10月17日に事業認可を受けた旨の報告があり、認可後のスケジュール及び概算事業費について説明を受けた。次に、事業認可を受け、新庁舎整備の全体スケジュールを更新した旨の説明を受けた。

(8) 令和元年11月22日（第17回委員会）

- ア 海田町新庁舎建設実施設計等業務の進捗等について
- イ 新庁舎整備事業概算事業費及び予算措置について
- ウ 庁舎移転に係る条例整備について
- エ 新庁舎建設工事の入札契約方式について

執行部から、新庁舎整備の実施設計の進捗状況及び概算事業費についての説明があった。委員からは、概算事業費について当初からかなり増

額になっているため、これ以上事業費が増えることのないよう最大限努力してほしいとの意見が出された。次に、１２月定例会において役場の位置条例の改正議案の提出及び工事費を予算計上する旨の説明があり、新庁舎建設工事の入札契約方式について、基本的考え方と町の方針案で、発注方式を建築、電気、機械の分離発注、入札参加者を建築工事について特定建設工事共同企業体による入札参加とするなどの説明を受けた。

(9) 令和２年１月２９日（第１８回委員会）

・ 新庁舎建設工事の入札について

執行部から、新庁舎建設予定地の土壌汚染調査で、基準値を超えるヒ素が検出されたという速報を受け、公告した海田町新庁舎建設工事の入札を延期し、その後のスケジュールについての説明があった。委員からは、町民に健康被害が及ぶのかなど、早急に調査し報告するよう求める意見があった。

(10) 令和２年４月３０日（第１９回委員会）

・ 新庁舎建設予定地の土壌汚染調査経過等について

執行部から、新庁舎建設予定地の土壌汚染調査についての経緯と現在の状況について報告があった。

(11) 令和２年５月２７日（第２０回委員会）

・ 新庁舎建設予定地の区域指定等について

執行部から、新庁舎建設予定地の区域指定の申請を行ったところ、指定変更時要届出区域に指定された旨の報告を受け、それを踏まえた土壌汚染対策の工法案について説明を受けた。委員からは、費用負担については県と協議し、町民の損失とならないよう十分主張するべきとの意見があった。

(12) 令和２年８月２０日（第２１回委員会）

・ 庁舎移転事業の今後の取組について

執行部から、土壌汚染対策の費用負担に係る県との協議の経過、現役場庁舎移転補償額の見込み、新庁舎建設予定地の土壌汚染対策の工法について説明があった。委員会としては、県との費用負担協議については今後努力して行うこと、移転補償額についてはこのまま手続きを進めていくこと、土壌汚染対策の工法については、基準不適合範囲の区画すべての汚染土壌を掘削除去する方向で了承した。

(13) 令和２年１０月２９日（第２２回委員会）

ア 新庁舎建設予定地の土壌汚染対策費用負担について

イ 現役場庁舎移転補償について

ウ 広島市東部地区連続立体交差事業に係る建設事業負担金（平成２５年

度～令和元年度)について

執行部から、新庁舎建設予定地の土壌汚染対策費用負担について、県との協議の途中経過の報告と今後のスケジュール案について説明を受けた。委員からは、費用負担の取り決めは口約束でなく結果を書面に残していくべきだとの意見があった。次に、執行部から、令和2年10月16日付けで県から広島市東部地区連続立体交差事業の施行に伴う現役場庁舎の移転補償金額が提示されたことで、金額及び内容について説明を受けた。

最後に、執行部から、令和元年度までの広島市東部地区連続立体交差事業に係る建設事業負担金についての報告を受けた。

(14) 令和2年11月13日(第23回委員会)

- ア 土壌汚染対策工事の概要及び概算工事費について
- イ 新庁舎整備事業概算事業費及び予算措置について
- ウ 新庁舎整備の今後の進め方について

執行部から、土壌汚染対策工事の概要と概算工事費について、県に要望する負担の考え方について、新庁舎整備事業の概算事業費とその予算措置について及びこれまでの内容を踏まえたスケジュールの見直し案について説明を受けた。委員からは、土壌汚染対策について、県との協議内容や経緯などの説明をされるべき、県の負担額が未確定のまま土壌汚染対策工事の費用を補正予算計上するべきではないなどの意見が出された。

(15) 令和3年1月19日(第24回委員会)

- ・ 委員会調査報告について

これまでの調査内容について、次回の定例会において報告を行うこととした。